# 集合住宅の省CO2化促進事業(経済産業省連携事業)



【令和6年度予算額 3,450百万円(3,450百万円) 【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数



## 集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH(ゼッチ)の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減(2013年度比)に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

### 2. 事業内容

1. 事業目的

- (1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ①新築低層ZEH-M(3層以下)への定額補助:40万円/戸
- ②新築中層ZEH-M(4、5層)への定率補助:補助率1/3以内
- ③新築高層ZEH-M(6~20層)への定率補助:補助率1/3以内
- ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材(CLT(直交集成板))を一定量以上使用、先進的再工ネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助:蓄電システム2万円/kWh(上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台)など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム:補助率1/3以内(上限15万円/戸(玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸))
- (3)省工ネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う(委託)
- ※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。 ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業に ついては、優先採択枠を設ける。

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業/委託事業
- ■補助対象・委託先 住宅取得者等
- ■実施期間 平成30年度~令和7年度

#### 4. 補助対象の例

(1) 省エネ・省CO2化

①低層ZEH-M

②中層ZEH-M

③高層ZEH-M







④①~③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助





(2) 断熱リフォーム

トータル断熱 高性能建材を用いた断熱改修

<u>居間だけ断熱</u> 主要居室の部分断熱改修が可能





お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341